



# 島根県報

令和2年12月28日（月）

号外 第 161 号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

---

## 目 次

---

**【公安規則】**

島根県公安委員会の権限に属する事務の代行に関する規則の一部を改正する規則（警察本部） 2

**公 安 委 員 会 規 則**

島根県公安委員会の権限に属する事務の代行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年12月28日

島根県公安委員会委員長 上 代 裕 一

**島根県公安委員会規則第11号**

島根県公安委員会の権限に属する事務の代行に関する規則の一部を改正する規則

島根県公安委員会の権限に属する事務の代行に関する規則（平成14年島根県公安委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

別表地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の部第5条第7項（同条第10項において準用する場合を含む。）の項中「第5条第7項（同条第10項）」を「第5条第10項（同条第13項）」に、「地域公共交通網形成計画」を「地域公共交通計画」に改め、同部第5条第8項（同条第10項において準用する場合を含む。）の項中「第5条第8項（同条第10項）」を「第5条第11項（同条第13項）」に、「地域公共交通網形成計画」を「地域公共交通計画」に改め、同項の次に次のように加える。

第6条第1項	協議会における協議
--------	-----------

別表地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の部第27条の2第4項（同条第6項において準用する場合を含む。）の項及び第27条の2第5項（同条第6項において準用する場合を含む。）の項中「地域公共交通再編実施計画」を「地域旅客運送サービス継続実施計画」に改め、同部に次のように加える。

第27条の8第3項（同条第5項において準用する場合を含む。）	貨客運送効率化実施計画の作成又は変更に関する意見の提出
第27条の8第4項（同条第5項において準用する場合を含む。）	貨客運送効率化実施計画の受理
第27条の16第4項（同条第6項において準用する場合を含む。）	地域公共交通利便増進実施計画の作成又は変更に関する意見の提出
第27条の16第5項（同条第6項において準用する場合を含む。）	地域公共交通利便増進実施計画の受理
第27条の20第8項	認定区域内計画外事業に関する協議
第36条の4第1項	協議会における協議

別表地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく道路運送高度化実施計画、地域公共交通再編実施計画及び新地域旅客運送事業計画の認定に係る都道府県公安委員会の意見の聴取に関する命令の部中「地域公共交通再編実施計画」を「地域旅客運送サービス継続実施計画、貨客運送効率化実施計画、地域公共交通利便増進実施計画」に改める。

別表地域再生法に基づく住宅団地再生道路運送利便増進実施計画の認定に係る都道府県公安委員会の意見の聴取に関する命令の部中「内閣府令」を「内閣府・国土交通省令」に改める。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。